

平成 21 年 5 月 15 日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2007～2008

課題番号：19730358

研究課題名（和文） ヨーロッパにおける社会計画論の新たな展開  
－「社会の質」アプローチの可能性と課題－

研究課題名（英文） Social Quality: New Perspective on Social Planning in Europe

研究代表者

平野 寛弥（HIRANO HIROYA）

埼玉県立大学・保健医療福祉学部・助教

研究者番号：20438112

研究成果の概要：「社会の質」アプローチは明確な「善き社会」像を提示し、その実現を目指す規範性の強い社会計画論であり、本研究では「社会の質」の可能性と課題を理論的に検討した。その結果、社会経済的保障が社会的包摂や凝集性に与える影響を考慮すれば、現代の社会状況では社会経済的保障は必ずしも就労（＝有償労働）への従事を受給要件とせず、多様な活動への従事を認めうるものであることが要請される。この点で「社会の質」が支持する社会経済的保障のあり方、さらにはその前提とされている「善き社会」像についても再考の余地がある。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	0	1,000,000
2008年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,300,000	90,000	1,390,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学（社会福祉学）

キーワード：社会の質・社会政策・脱生産主義・社会的包摂・社会的凝集性・ベーシック・インカム

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者が従事してきた、現代社会における福祉制度の機能的意義に関する理論的検討を実証的研究へ発展させるにあたり以下の2点が課題であった。

- ・福祉制度の給付水準の高さや適用範囲は、個々人の必要充足の条件に過ぎない
- ・福祉制度による必要充足は、個人の福祉（well-being）の一部分を占めるに過ぎず、政治や経済、文化などが個人の福祉の形成にもたらす影響を考慮する必要がある

(2) これらの課題に取り組む上で注目したのが社会計画論であった。社会計画論は個人の福祉を実現するような社会の構築を目指すものであり、1960年代から70年代にかけて隆盛を誇った分野であり、豊富な研究蓄積が存在する。しかしここでも、社会の福祉の向上が必ずしも個人の福祉の実現をもたらすわけではないという点は共通する課題であった。

(3) しかし、価値観や生活様式が多様化する現代社会において、個人の福祉の実現と社会の福祉の両立はより一層重要性を増して

いる。具体的には1980年代以降、日本を含む先進諸国では社会・経済構造が大きな変容を遂げた。その一つは経済の脱工業化やグローバル化である。脱工業化はサービス労働の需要を高め、雇用形態のフレキシブル化をもたらした。これにより、従来のフルタイムでの完全雇用という雇用慣行はもはや維持することが困難となっている。もう一つは、生活の個人化とそれに伴う社会関係の希薄化である。とりわけ社会的連帯や互酬性の弱体化は、現行制度の持続可能性を脅かすため、その再生が求められている。

こうした問題関心から、興味深い取り組みとして注目されるのが「社会の質」アプローチ（以下「社会の質」）と呼ばれる社会計画の新たな展開である。この「社会の質」の最大の特徴は、個人の福祉の実現を目指す一方でそれとは独立して社会そのものについても望ましい状態を想定し、その実現を図ろうとする点にある。

## 2. 研究の目的

(1) 「社会の質」の全体像と、「社会の質」に基づく取り組みの実態を明らかにする。「社会の質」については、「欧州ソーシャル・クオリティー財団(EFSQ)」が、オランダのアムステルダムを拠点に、ヨーロッパ各国の研究者と協働しながら積極的に活動を進めており、その活動は理論構築から政策分析、さらには市民討論会の開催にまで及ぶ広範なものである。ついては既刊の書籍や論文、報告書だけでなく、EFSQおよび「社会の質」に従事する研究者から直接情報を得ることにより、「社会の質」の全体像とその具体的な取り組みの実態を把握する。

(2) 「社会の質」アプローチの可能性と課題を明らかにする。とりわけ「社会の質」が個人の福祉の実現と独立した目標として望ましい社会を想定し、その実現を図ることにより、個人の福祉を実現する環境が整備される一方で、個人の福祉が一定の範囲へと限定される危険性に焦点を当てる。これは、「個々人の身体的・精神的・文化的差異およびそれがもたらす個々人の福祉の多様性の重視と、特定の規範・価値・アイデンティティに基づいた社会関係の形成という社会的凝集性の強化が、論理的にも現実的にも矛盾するのではないか」という申請者の仮説を検証する作業に他ならない。具体的には、個人の福祉を実現するための資源に関わる「社会経済的保障」と個人の社会参加の程度や質にかかわる「社会的包摂」、「社会的凝集性」の三要因の関係に焦点を当てることにより、「社会の質」のもつ

可能性と課題を指摘する。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究は基本的に文献研究である。ついでにはヨーロッパで展開されている「社会の質」と、それに基づいた実践的取り組みの実態についての専門的知見が不可欠であることから、関連文献・資料を読み進め、現時点での研究成果および取り組みの現状を確実に理解し、その上で検討作業を行う。

(2) 国内で入手可能な文献・資料に限りがあること、そして実際に「社会の質」に従事する研究者から情報収集を行うため、3週間程度在外研究を行う。具体的にはオランダのアムステルダムにある「欧州ソーシャル・クオリティー財団(EFSQ)」で文献・資料収集を行うとともに、オランダ・イギリスの研究者数名からヒアリングを行う。なおこの際、「社会の質」に対して批判的見解を持つ研究者とも面会し、意見交換を行う。現地研究者との関係構築は、将来、本研究を在外研究へと発展させていく大きな足がかりとしてもきわめて重要である。

(3) 「社会の質」が展開されるに至った経緯、またこうした展開をもたらしたヨーロッパの社会的文脈を把握するために、近年のヨーロッパに関する基礎的なデータを入手する。必要なデータは、地理、歴史、政治、産業、経済・社会階層など多岐にわたるが、インターネットや現地の諸機関・諸団体とのコンタクトを通じて、また現地の国際機関であるOECDやILO、EUROSTATなどから可能な限り収集する。

## 4. 研究成果

(1) 2007(平成19)年度

### 検討課題

近年、日本とヨーロッパで展開されている社会計画について比較検討を行った。これらの作業を通じて、「社会の質social quality」と呼ばれる、ヨーロッパで進行中の新たな社会計画のアプローチの特徴を明らかにするとともに、その可能性と課題を考察した。

### 先行研究の動向

近年の社会政策・社会福祉学の分野では、目指すべき社会像を明確に前提とする政策構想が相次いで発表され、研究者・有識者を中心に活発な議論が展開されている。

この議論の一環として、新自由主義の台頭と、社会主義体制の崩壊に伴う「計画」への

信頼低下により、かつて一旦は衰退した社会計画論 (social planning) が再び注目を集めている。本研究の検討対象である日本の「共生社会政策」とヨーロッパの「社会の質」も、そうした状況下で登場した社会計画の一つに他ならない。

#### 二つの社会計画の相違点

日本の「共生社会政策」で謳われている「共生」とは、英語の social inclusion の訳語である。一般に social inclusion は「社会的包摂」(以下、包摂)を意味するが、実際にはむしろ「社会的凝集性 social cohesion」(以下、凝集性)が強調されている。

一方ヨーロッパの「社会の質」では、個人の自己実現にとっての望ましい環境として、凝集性と包摂の両立が重視されている。

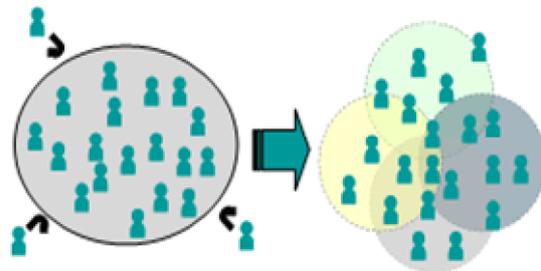
#### 社会的包摂と社会的凝集性の両立に向けて

異質な他者、多様な価値観の存在を前提にした共生を目標に掲げながらも、実質的には凝集性(共通の価値やアイデンティティへの統合)の強化を重視する「共生社会政策」は、伝統的な共同体や地縁など、同一性・同質性に基づく閉鎖的な集団主義への回帰につながりかねない。一方「社会の質」は、凝集性ととも包摂(様々な社会関係へのアクセシビリティ)の強化を政策目標に掲げており、旧来のコミュニティの再生にとどまらない、新たな社会のあり方を模索する姿勢がうかがえる。この点で、「社会の質」は、日本の「共生社会政策」に比べ社会的排除に対してより有効な解決策となりうる。

ただし問題は、包摂と凝集性をどのように両立させるかという点にある。凝集性の高い(=集合的な価値や規範への統合の度合いが高い)コミュニティで、自由なアクセシビリティ(コミュニティからの離脱/への参加)が認められるとは考えにくく、包摂は限定的となる。逆に、包摂を重視すれば、凝集性は一定の水準にとどまる。いずれにしても両者を完全な形で満足させることは困難である。しかしこの点については、「社会の質」の中でも必ずしも明確に示されていない。

とはいえ現実的には、現代の社会的文脈に沿うかたちで両者の両立を図ることが妥当であろう。ここでアメリカの社会学者であるグラノヴェッターによる「弱い紐帯 weak ties」の研究で着目したい(Granovetter 1973)。緊密で顔の見える付き合い(“強い紐帯”)よりも、ごくたまにしか顔を合わさない関係(“弱い紐帯”)こそが全体的な社会統合

をもたらすことを指摘した彼の研究は、異質性が高く、単一の集団への帰属を前提とすることが困難な現代社会において、いかに社会統合を推進させていくかを考える上で、きわめて示唆的である。すなわち、複数の集団に参加し、全体として包摂されるような社会のあり方が想定される(下図参照)。



単一の集団内での強い結束      複数集団に参加、全体で包摂  
外部から入れない = 「排除」      弱い結束で参加・離脱も可能

図1 「弱い紐帯」の強化による社会的包摂

#### 「社会の質」の可能性と課題

異質な他者、多様な現代社会を前提とした共生社会を目指す場合、凝集性と包摂の両立は欠かせない。この点で「社会の質」の姿勢は現状を踏まえたものであり、有効な解決策となりうる可能性を有している。両者の姿勢の違いについては、異質な他者の存在や価値観の多様化など、社会状況の変化が、日本に比べてヨーロッパでより進んでいるということも影響していると思われる。

ただし、凝集性と包摂は必ずしも整合的ではなく、両立させるための方策は「社会の質」の中で明確に提示されていない。その意味で本研究が提案する「弱い紐帯」の強化、すなわち複数の、多様な集団への参加を促進することにより、誰もが自らの「居場所」を見いだせる状態を作り出すという方法は、現代の社会的文脈に即した両者の両立方法の一つとして位置付けることができる。

しかし「他の集団への参加」を実現させるためには多くの問題がある。第一に、以上の議論は人々が多様な集団に参加したいという「意欲」を持つことが前提である。本人の意思なくして「参加」と呼ぶことはできないだろう。したがって、本人の自発的な意欲を引き出すことが求められる。

第二に、様々な集団への参加に充てられるだけの「時間」が必要である。とりわけフルタイムで就労している状況では、多様な集団への参加は必然的に余暇時間を充てることになるために負担が大きく、積極的な参加は望めない。

第三に、参加するための、かつ参加しても困らないだけの「資金」が必要である。仮に意欲と時間があつたにせよ、他の集団に参加することにより、自らの生活が維持できなくなるようでは本末転倒である。したがって、多様な集団に参加するような幅広い活動を可能にする「資金」が必要となるだろう。

以上の課題は、多様な集団への幅広い参加を実現する上で、それを支援する制度整備、とりわけ「社会経済的保障」のあり方が課題となる。具体的にはワーク・シェアリングや同一労働同一賃金制の推進、さらには賃労働だけではなく家事や育児などのケア、ボランティアや地域活動も支給の対象となる「基本所得」の導入などが今後の検討の対象となりうる。

## (2) 2008 (平成 20) 年度 検討課題

前年度の研究成果に基づいて、現代の社会的文脈で求められる社会的包摂や凝集性のあり方と親和的な社会経済的保障のあり方を考察し、その観点から「社会の質」を批判的に検討した。

なお、社会経済的保障 (socio-economic security) とは、人々が生涯を通じて十分な資源を獲得しうるようにする方策の総称であり、市場を通じての資源獲得だけでなく、政府による所得保障や社会サービスの供給など、市場外での資源獲得を含むものである。

「社会の質」における社会経済的保障  
「社会の質」における社会経済的保障は、社会保障の拡充を目指す一方で、職業訓練の実施による就労意欲・能力の向上や就労機会の提供を積極的に行うことを重視している (Beck et al. 1997; 同 2001)。これは失業の長期化・若年化が進行し、また雇用のフレキシブル化が進展する状況を踏まえたものであり、この点は完全雇用を前提とし、給付に比重が置かれた従来の受動的な社会経済的保障とは一線を画すものである。一方で、就労という特定の社会参加によって所得を獲得するという前提は「社会の質」でも依然として維持されており、この点は従来の社会経済的保障と共通している。

### 互酬性概念への着目

こうした就労を前提とした所得の獲得という姿勢の背景には、互酬性という考え方が存在する。互酬性とは『社会的生産物をすすんで共有しようとする市民は、当該コミュニティに対して、その見返りとしてそれにふさ

わしい生産的貢献を行う義務を有する』 (White 2003: 18) と定義される概念である。この定義からもわかるように、互酬性は受益と貢献、権利と義務の関係を表す概念であり、同時に社会関係のあり方を示す概念である。そのため、社会経済的保障、特に所得保障のあり方を検討する場合には評価基準としてしばしば参照される。見方を変えれば、どのような社会経済的保障も何らかの互酬性に基礎づけられているということである。

ただし、ここで注意しなければならないのは互酬性概念が多義的である点である。この点については既に様々な研究者が指摘しているところでもある。たとえばグッディンによれば、互酬性は三つの特性、「条件性 (conditionality: 互酬成立の条件)」、「時間性 (temporality: 互酬成立までの時間)」、「貨幣性 (currency: 誰が何を貢献とみなすか)」により規定され、その組み合わせは 45 通りにも及ぶとされ、その内容についてもはや一つの概念で括ることが難しいほど大きな違いがみられる (Goodin 2002)。

またコルムによれば、互酬性は動機や集団の規模によっても区別されるという。動機については、贈与により生じたアンバランスを解消しようとする「均衡的互酬 (balance reciprocity)」、贈与者に対する好意的な感情を示すために行われる「愛好的互酬 (liking reciprocity)」、そして新たな贈与の欲求から生じた「帰結としての交換関係 (sequential exchanges)」の三つに区別される。また集団の規模に関しては、最も基本的な二者間関係における互酬性のほか、拡張された互酬性、一般化された互酬性など国家レベルの集団における互酬性に区別される (Kolm 2008)。

こうした観点からすれば、「社会の質」を含めた従来の社会経済的保障は、特定の形の互酬性に基づいているといえる。すなわち、就労という特定の活動のみを給付に見合う「貢献」とみなす互酬性である。この互酬性の下で、社会経済的保障における就労は必須条件である。逆にいえば、就労が成立しない場合には社会経済的保障は機能しえない。

### 社会経済的保障の再検討

以上を踏まえ、「社会の質」における社会経済的保障のあり方を検討した。

まず、前年度の研究成果を基に社会経済的保障 (主に所得保障) の社会的効果、つまり社会経済的保障が現代社会における <包摂 inclusion> と <凝集性 cohesion> に与える影響から考察した。

包摂の観点からみると、就労が不安定化し、

就労を通じての自己実現はおろか生存すら脅かされる一方で、個人化が進み、人間関係が希薄化した現状では、生存を保障した上で多様な活動への従事を促進することが求められる。一方で凝集性の観点からは、多様な価値観をもつ人々がお互いに異質な他者として存在する現代では、一つの集団内で閉鎖的で排他的な関係を築くのではなく、複数の集団への参加や退出が自由に行う中で、ゆるやかな社会関係を幅広く築いていくことが目指される。

したがって社会的効果を考慮するならば、社会経済的保障は必ずしも就労（＝有償労働）を所得保障の条件とはせず、かつ多様な活動への従事を認めうるようなものであることが望ましい。このとき社会経済的保障を基礎づける互酬性は、次のような性格をもつことになる。

- ・ 人々の貢献が多様な形で認められ、  
給付と貢献の関係は従来より緩やかなものとなる
- ・ 多様な社会関係が互酬とみなされる  
ことでより、多くの人々が社会参加  
することが可能

これは特定の形の貢献に偏ることなしに、広くすべての人々が社会関係に参加しうる互酬性、いわば「不偏的で普遍的な」互酬性のあり方を示しているといえる。これが現代の社会的文脈を考慮に入れた上での互酬性の理想的なあり方であるとすれば、「社会の質」が支持する社会経済的保障のあり方には再考の余地があると思われる。

### (3) 結論

「社会の質」アプローチは明確な「善き社会」像を提示し、その実現を目指す規範性の強い社会計画論であり、本研究では「社会の質」の可能性と課題を理論的に検討した。

社会の構築に関していえば、「社会の質」は社会的排除、社会性の喪失といった問題に対して社会的包摂と凝集性の両立を目指すものであり、この点で多様な価値観を持つ人々が異質な他者として存在する現代社会において有効な解決策となりうる。

その上で、社会経済的保障が社会的包摂や凝集性に与える影響を考慮するならば、現代の社会状況では社会経済的保障は必ずしも就労（＝有償労働）への従事を受給要件とはせず、多様な活動への従事を認めうるものであることが要請される。この点で、従来同様、就労を前提とした所得獲得を目指す「社会の質」における社会経済的保障は再考の余地がある。さらにこのことは「社会の質」が実現しようとしている「善き社会」像にも再検討を迫ることになるだろう。

### (4) 使用文献（主要なもののみ）

Beck, W., Van Der Maesen, L. J. G. and Walker, A. eds., 1997, *The Social Quality of Europe*, Kluwer Law International.

Beck, W., Van Der Maesen, L. J. G., Thomese, F. and Walker, A. eds., 2001, *Social Quality: A Vision for Europe*, Kluwer Law International.

EFSQ (European Foundation on Social Quality), 2000-2006, *European Journal on Social Quality*, Vol.1(1/2)-Vol.6(2), Bergharn.

Farrelly, C., 2007, *Justice, Democracy and Reasonable Agreement*, Palgrave Macmillan.

Fitzpatrick, T., 2005, *New Theories of Welfare*, Palgrave Macmillan.

———, 2005, “The Fourth Attempt to Construct a Politics of Welfare Obligations”, *Policy & Politics*, 33(1): 15-32.

———, 2007, “Streams, Grants and Pools: Stakeholding, Asset-Based Welfare and Convertibility” *Basic Income Studies*, 2(1): 1-21.

Goodin, R., 2002, “Structures of Mutual Obligation”, *Journal of Social Policy*, 31(4): 579-596.

Kolm, S. C., 2008, *Reciprocity: an Economics of Social Relations*, Cambridge University Press.

共生社会形成促進のための政策研究会, 2005, 「共に生きる新たな結び合い」の提唱（詳細版）, 内閣府共生社会政策総括官。

Phillips, D., 2006, *Quality of Life: Concept, Policy and Practice*, Routledge.

田村哲樹, 2008, 「シティズンシップとベーシック・インカム」武川正吾編 『シティズンシップとベーシック・インカムの可能性』法律文化社, 85-111.

Titmuss, R., 1970, *The Gift Relationship*, Allen & Unwin.

White, S., 2003, *The Civic Minimum*, Oxford University Press.

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

平野寛弥, 「ハイフン連結社会」論再考：T.H.マーシャルの現代的意義，社会福祉学，査読有，48(4)，5-16，2008年

〔学会発表〕(計1件)

平野寛弥，ヨーロッパにおける社会計画論の新たな展開：「社会の質 (social quality)」アプローチの可能性と課題，日本社会福祉学会第55回全国大会，2007年9月23日，大阪市立大学

〔図書〕(計1件)

平野寛弥，へるす出版，社会福祉原論：現代社会と福祉，2009年，132-150

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

平野 寛弥 (HIRANO HIROYA)  
埼玉県立大学・保健医療福祉学部・助教  
研究者番号：20438112